

令和 2 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(令和 2 年 9 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 2 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 67 号 令和 2 年度小城市一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 3,235 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 260 億 1,504 万 3 千円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出から御説明申し上げます。

第 9 款 消防費では、「防災対策事業」でございますが、6 月下旬から 7 月にかけての大雨による、避難所開設や水防・防災活動の時間外勤務手当が当初予算以上にかかりましたので、既に不足したものについては予備費を充用し支払っておりますが、今後の見込み分の時間外勤務手当を計上したものです。

第 14 款 予備費でございますが、第 9 款の「防災対策事業」で説明いたしました、既に不足した時間外勤

務手当と、令和2年7月豪雨による林道や市道、農業用施設等の復旧のため、早急に測量設計を行う必要があったものを予備費で対応しております。今後も大雨や台風などによる災害の発生が十分に想定されますので、予備費を当初予算の3,000万円に戻す費用を計上しております。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、財政調整基金繰入金により財源を調整するものでございます。

以上、本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、8月17日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第68号 小城市立認定こども園設置条例でございますが、小城市立認定こども園を設置することに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定に基づき、名称及び位置などを定めるものでございます。

次に、議案第69号 小城市三日月保健福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について、議案第70号 小城市牛津保健福祉センターの指定管理者の指定

の期間の変更についてでございますが、指定管理の期間を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、決算関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第 71 号 平成 31 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 244 億 2,901 万 5,080 円に対しまして、調定額が 234 億 1,269 万 4,058 円、収入済額が 233 億 1,453 万 7,039 円で、不納欠損額が 1,186 万 3,430 円、収入未済額が 8,629 万 3,589 円となっております。

収入未済額の主な内容につきましては、市税 7,611 万 5,724 円、諸収入 744 万 509 円などでございます。なお、市税の収納率につきましては、前年度より 0.2 ポイント改善し、98.0%となっております。

また、歳出につきましては、予算現額 244 億 2,901 万 5,080 円に対しまして、支出済額が 225 億 4,795 万 7,161 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 7 億 6,657 万 9,878 円となっております。

次に、議案第 72 号 平成 31 年度小城市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 793 万 1 千円に対しまして、調定額が 870 万 1,314 円、収入済額が 829 万 1,762 円となっております。

また、歳出につきましましては、予算現額 793 万 1 千円に対しまして、支出済額が 677 万 3,287 円となっております。

なお、簡易水道特別会計は、地方公営企業法の適用に伴い、歳入歳出差引残額の 151 万 8,475 円を小城市水道事業会計へ引き継ぐこととなります。

次に、議案第 73 号 平成 31 年度小城市下水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 25 億 3,380 万 4 千円に対しまして、調定額が 25 億 1,416 万 5,116 円、収入済額が 24 億 7,811 万 7,575 円で、不納欠損額が 38 万 2,590 円、収入未済額が 3,566 万 4,951 円となっております。

また、歳出につきましましては、予算現額 25 億 3,380 万 4 千円に対しまして、支出済額が 24 億 1,177 万 9,509 円となっております。

なお、下水道特別会計は、地方公営企業法の適用に伴い、歳入歳出差引残額の 6,633 万 8,066 円を小城市下水道事業会計へ引き継ぐこととなります。

次に、議案第 74 号 平成 31 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 51 億 7,649 万 6 千円に対しまして、調定額が 53 億 1,482 万 3,023 円、収入済額が 51 億 8,259 万 521 円で、不納欠損額が 384 万 370 円、収入未済額が 1 億 2,839 万 2,132 円となっております。

また、歳出につきましては、予算現額 51 億 7,649 万 6 千円に対しまして、支出済額が 50 億 8,229 万 4,869 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 1 億 29 万 5,652 円となっております。

次に、議案第 75 号 平成 31 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 5 億 5,090 万円に対しまして、調定額が 5 億 5,281 万 4,618 円、収入済額が 5 億 5,129 万 6,818 円、収入未済額が 151 万 7,800 円となっております。

また、歳出につきましては、予算現額 5 億 5,090 万円に対しまして、支出済額が 5 億 4,212 万 1,359 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 917 万 5,459 円となっております。

次に、議案第 76 号 平成 31 年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、平成 31 年度の業務量について御説明申し上げます。

給水戸数は、7,128 戸で前年度より 182 戸の増、年間有収水量は 158 万 2,365 立方メートルで前年度より 0.7%の増となっております。有収率は 86.91%で、前年度より 3.10 ポイントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益につきましては、2 億 6,750 万 7,323 円で、前年度より 1.1%の増、営業費用は 2 億 3,150 万 5,611 円で、前年度より 0.8%の増となり、営業利益は 3,600 万 1,712 円となっております。

また、営業外収益につきましては、1,358 万 3,031 円で、前年度より 0.2%の増、営業外費用は 1,044 万 2,786 円で、前年度より 9.0%の減となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は 3,914 万 1,957 円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入は 104 万 5,791 円、資本的支出は 7,067 万 9,389 円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は 1 億 4,359 万 4,679 円となっております。

利益の処分といたしまして、未処分利益剰余金から 2,000 万円を建設改良積立金に積み立て、残りの 1 億 2,359 万 4,679 円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第 77 号 平成 31 年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、平成 31 年度の業務量について御説明申し上げます。

入院患者延数は、20,377 人で前年度より 961 人（4.5%）の減となり、1 日平均患者数 55.67 人、病床利用率は 56.24% となっております。外来患者は、39,810 人で前年度より 6,186 人（13.45%）の減となり、1 日平均患者数は 164.5 人となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

医業収益につきましては、10 億 3,151 万 7,707 円で、前年度より 4,689 万 5,308 円（4.35%）の減、医業費用につきましては、12 億 7,462 万 3,650 円で、前年度より 378 万 2,638 円（0.3%）の増となり、医業損失は 2 億 4,310 万 5,943 円となっております。

また、医業外収益につきましては、1 億 3,266 万 9,521 円で、前年度より 301 万 504 円（2.32%）の増、医業外費用は 2,635 万 1,760 円で、前年度より 133 万 4,847 円（5.34%）の増となり、医業外利益は 1 億 631 万 7,761 円となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の経常損失は1億3,678万8,182円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入は2,314万円で、前年度より328万8,000円(12.44%)の減、資本的支出は4,033万857円で、前年度より133万9,099円(3.21%)の減となっております。

以上、平成31年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、また、平成31年度小城市水道事業会計及び小城市病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものです。

併せて、平成31年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率につきまして、議会に報告するものでございます。

続きまして、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第78号 令和2年度小城市一般会計補正予算(第7号)は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ3億6,421万7千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ263億7,926万円とするものでござ

います。

第2表 継続費補正は、「都市計画マスタープラン見直し事業」につきまして、契約額の確定に伴い、事業費の総額と年割額を変更するものでございます。

第3表 地方債補正は、「教育情報化推進事業」と「農地及び農業用施設災害復旧事業」を追加し、「県営地盤沈下対策事業（佐賀中部地区）」と「臨時財政対策債」の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費では、「入札契約事務」でございしますが、新型コロナウイルス感染症等への対応と事務の効率化を図るため、入札参加資格申請システムと電子入札システムの導入費用を計上しております。

次に、「テレワーク推進事業」でございしますが、新型コロナウイルス感染症等への対応に係る庁内のテレワークの環境整備費用を計上しております。

次に、「住民基本台帳事務」と「戸籍事務」でございしますが、国外転出者がマイナンバーカードを利用できるようにシステム改修費用を計上しております。

第4款 衛生費では、「新生児特別定額給付金給付事業」でございしますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国の特別定額給付金の給付対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた新生児の家庭を応援するため、給付対象新生児1人につき5万円の給付

費用を計上しております。

次に、「新公立病院建設事業」でございますが、新公立病院建設のための測量費等を計上しております。

第6款 農林水産業費では、「中山間地域等支援事業」でございますが、棚田地域の活性化のため、江里山地区に地域おこし協力隊の配置費用を計上しております。

第10款 教育費では、「教育情報化推進事業」でございますが、臨時休校期間中の家庭学習をサポートするため、自宅にWi-Fi環境のない児童生徒に貸与するモバイルルータの購入費用や国のGIGAスクール構想に対応した学校ネットワーク整備工事と学校教育用タブレットパソコンの購入費用を計上しております。

第11款 災害復旧費では、令和2年7月豪雨で被災した農業用施設、林道施設などの復旧費用を計上しております。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については、今回の補正において計上しております。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、市債のほか、過年度精算や返還の諸収入、額の確定等による地方交付税、繰越金を計上し、基金繰入金により財源を調整するものでございます。

次に、議案第 79 号 令和 2 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 536 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 9,324 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に係る県支出金、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、県支出金の精算による返還金や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に係る還付金、基金積立金を計上しております。

次に、議案第 80 号 令和 2 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 940 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,310 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第 81 号 令和 2 年度小城市水道事業会計

補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の既定の予算からそれぞれ6万円を減額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ3億505万3千円とするものでございます。

収益的収入につきましては、人事異動に伴う児童手当について一般会計補助金を減額するものでございます。

収益的支出につきましては、人事異動に伴い水道事業費用の営業費用を増額し、収支の調整のために予備費を減額するものでございます。

次に、議案第82号 令和2年度小城市病院事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入の既定の予算から3,686万4千円を減額し、収益的支出の既定の予算から3,603万7千円を減額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ13億3,598万8千円とするものでございます。

収益的収入につきましては、患者数が当初見込みより少なく推移していることから、医業収益を減額し、収益的支出の主な内容は、医業費用から人事異動等による職員人件費を減額するものでございます。

また、資本的支出でございますが、既定の予算に2,556万9千円を追加し、補正後の資本的支出の予算総額を2億6,671万4千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、生体情報モニター等の

購入費用を計上しております。

次に、議案第 83 号 令和 2 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入の既定の予算に 777 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を 17 億 9,509 万円とし、収益的支出の既定の予算から 124 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 5,187 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、消費税の還付による増額で、収益的支出は、人事異動に伴う職員人件費を減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 4,271 万 2 千円を追加し、総額を 8 億 6,063 万 3 千円とし、資本的支出の既定の予算に 4,867 万 2 千円を追加し、総額を 15 億 7,555 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入は、国庫補助金、下水道事業債、市営浄化槽事業分担金などを増額し、資本的支出は、公共下水道事業費及び市営浄化槽事業費を増額するものでございます。

続きまして、諮問関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の^{おおの}大野^{りょうこ}良子氏が、

令和 2 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の^{たなか}田中^{やすのり}康教氏が、令和 2 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告関係につきまして御報告申し上げます。

まず、報告第 9 号 平成 31 年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、農業振興地域整備事業を平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 箇年、小・中学校空調設備整備事業を平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 箇年の継続事業で実施しております。

次に、報告第 10 号 平成 31 年度小城市下水道特別会計継続費精算報告書でございますが、特定環境保全公共下水道事業三日月浄化センター建設工事を平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成31年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。